

社会福祉法人若竹福社会理事及び監事  
報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人若竹福社会

## 社会福祉法人若竹福社会理事及び監事報酬及び 費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人若竹福社会定款第21条に規定する理事及び監事の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この規則の定めるところによる。

### (報酬)

第2条 理事及び監事の報酬は、理事長である理事日額12,800円、その他の理事日額7,180円とする。ただし、法人の経済に属する施設の職員のうちから委嘱又は任命された理事に対しては、支給しない。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

### (費用弁償)

第3条 理事及び監事の費用弁償については、住所地又は勤務地からの公共交通機関を利用した合理的運賃又は公共交通機関の利用が困難な路程も含めて出席1回について1,500円の定額とする。

2 日当は、1,500円の定額とする。

3 支給方法は、前条第2項の規定による。

### (出張旅費等)

第4条 理事及び監事が研修等のために出張する場合には次により、旅費及び日当等を支給することができる。

(1) 旅費 実費

(2) 日当は、1日5,000円の定額とする。

(3) 宿泊費については、社会福祉法人若竹福社会職員旅費支給規程に準ずる。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

## 附 則

1 平成9年4月1日施行の社会福祉法人若竹福社会理事及び監事報酬及び費用弁償に関する規定は、平成29年3月31日をもって廃止する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人若竹福社会評議員  
報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人若竹福祉会評議員  
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人若竹福祉会定款第8条に規定する評議員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この規則の定めるところによる。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、日額7,180円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じてその都度支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員の費用弁償については、住所地又は勤務地からの公共交通機関を利用した合理的運賃又は公共交通機関の利用が困難な路程も含めて、出席1回について1,500円の定額とする。

2 日当は、出席1回につき1,500円の定額とする。

3 支給方法は、前条第2項の規定による。

(出張旅費等)

第4条 評議員が研修等のために出張する場合には、次により旅費及び日当等を支給することができる。

(1) 旅費 実費

(2) 日当は、1日5,000円の定額とする。

(3) 宿泊費については、社会福祉法人若竹福祉会職員旅費支給規程に準ずる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

1 平成14年7月11日施行の社会福祉法人若竹福祉会評議員費用弁償に関する規定は、平成29年3月31日をもって廃止する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。